

つくば市 ひとり親家庭養育費確保助成金

子どもの健やかな成長の ための支援

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、
養育費の取決めにかかる経費の一部を助成します



対象者

市内に居住しているひとり親の方で申請日において次の要件を満たす方

- ・ 養育費の取決めとなる児童を現に扶養していること
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること など

対象経費

1 公正証書等作成に係る費用（上限17,000円）

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本など添付資料取得費用

2 養育費保証契約に要する費用（上限50,000円）

- ・ 保証会社との契約を締結する際に負担する初回保証料

※令和4年4月以降に作成、締結されたもので支出の日から1年以内のものに限ります。

申請方法

申請書類に必要事項を記入し添付書類を添えて、こども政策課へ申請してください。

※添付書類などの詳細は市ホームページをご覧ください。



【問合わせ先】

つくば市こども部こども政策課 こども福祉係
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL: 029-883-1111 (代表) 内線1550

Email: wef040@city.tsukuba.lg.jp

市の
ホームページ
はこちら

